

別紙1-1-1 2 各条における申請対象設備

(第15条：安全上重要な施設

第16条：安全機能を有する施設)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証

添付1：申請対象設備リスト（第15条：安全上重要な施設・第16条：安全機能を有する施設）

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

第15条 安全上重要な施設、第16条 安全機能を有する施設において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

第15条 安全上重要な施設、第16条 安全機能を有する施設において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、再処理規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付 1

申請対象設備リスト

(第15条：安全上重要な施設)

(第16条：安全機能を有する施設)

申請対象設備リスト (第16条)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	溶解槽	溶解槽	容器	16条-4, 6, 8, 9, 12, 14, 15	機-02-1	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	改造	安重	常設SA	S	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備 臨界事故時水素捕気系	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽	第1よう素追出し槽	容器	16条-4, 9, 12, 14, 16	機-02-2	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	安重	—	S	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽	第2よう素追出し槽	容器	16条-4, 9, 12, 14, 16	機-02-3	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	安重	—	S	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	中間ポット	中間ポット	容器	16条-4, 9	機-02-4	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	改造	安重	常設SA	S	主：溶解設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽	エンドピース酸洗浄槽	容器	16条-4, 11, 18	機-02-5	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	改造	非安重	常設SA	B	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子 吸収材供給系 臨界事故時水素捕気系	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	エンドピース水洗浄槽	エンドピース水洗浄槽	容器	16条-4, 11, 19	機-02-6	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	ハル洗浄槽	ハル洗浄槽	容器	16条-4, 10, 17	機-02-7	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	改造	非安重	常設SA	S	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子 吸収材供給系 臨界事故時水素捕気系	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽	硝酸調整槽	—	16条-8, 21	—	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	硝酸供給槽	硝酸供給槽	—	16条-8, 22	—	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	水バフファ槽	水バフファ槽	容器	16条-20	機-02-10	別紙1-2-2 (1)	AA	1	②-3	既設	非安重	—	S	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	可溶性中性子吸収材緊急 供給槽	可溶性中性子吸収材緊急供給槽	容器	16条-6	機-02-11	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	安重	—	S	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	溶解設備	可溶性中性子吸収材緊急供給弁	主要弁	16条-6	機-02-12	別紙1-2-2 (1)	AA	4	②-3	既設	安重	—	S	—	—	
	再処理設備本体	溶解施設	設計基準対象の施設	溶解設備	—	—	ドラム	ドラム	—	16条-11, 17, 19	—	別紙1-2-2 (1)	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B/C	—	—	